

【平成30年度受験資格の留意事項】

受験資格は、「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」の一部改正について（平成27年2月12日 老発 0212第2号）により見直され、3年間の経過措置期間が設けられた上、同日付で適用されました。

よって、平成30年度試験から下記のとおりとなります。

平成29年度試験まで		平成30年度試験から	
法定資格	〈実務経験〉 5年以上かつ900日以上	法定資格	〈実務経験〉 5年以上かつ900日以上
相談援助業務		相談援助業務	
介護等業務	5年以上かつ900日以上 10年以上かつ1800日以上	福祉事務所 (ケースワーカー)等	5年以上かつ900日以上(除外)
		介護等業務	5年以上かつ900日以上(除外) 10年以上かつ1800日以上(除外)

上記・「法定資格」とは、国家資格等に基づく業務に従事する者

- ・〈実務経験〉5年以上かつ900日以上とは、期間が通算して5年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が900日以上であるもの

の部分は、平成30年度の試験から実務経験に算入できません。

※「介護等業務に従事する者」は、介護福祉士登録日以降の業務期間が通算して5年以上かつ、従事した日数が900日以上の実務経験が必要となります。

(介護職員初任者研修課程等修了しての介護の実務経験は算入できません。)

(介護福祉士登録日以降であっても、訪問介護員等での生活援助は算入できません)

※「相談援助業務に従事する者」については、別紙Bのとおり当該業務が9項目

(受験資格コード B01～B09)となりました。